

## 論文の和文要旨

論文題目 植民地期ベトナムの度量衡制度にみる地域的多様性と植民地統治

氏名 春日（関本）紀子

本論の目的は、植民統治によって変容し、画一化される社会がある一方で、根強く地域の多様な固有性、個性が残っていく事例を、仏領インドシナ政権の度量衡統一政策とベトナム各省における実態を通して検討し、①対象地域の地域性（地域差）、②その多様な地域性、個性の存続の背景、を明らかにすることである。

本論は単なる度量衡制度史にとどまらず、①インドシナ総督府、②コーチシナ副総督府、アンナン理事長官府、トンキン理事長官府、③各省という3つの行政レベルで、度量衡政策の進展と各省における運用の実態、度量衡の統一が実現できなかった背景を、植民地期前・中・末期という時系列変化を通じて総合的に検討する。

さらに、度量衡統一政策と各省における実態を通じて、植民地統治の一端、あり方、およびベトナムの社会的・文化的背景を明らかにすることも本論は目指している。

第1章では、17、18世紀を対象とする前史を含めた度量衡制度史の把握のみならず、世界のメートル法受容の中でのインドシナのメートル法導入への動き、世界情勢およびインドシナ植民統治の中での度量衡関連法の整備とその背景について検討した。また、これらの検討を踏まえて、現在一般的に想定されているトンキン、アンナン、コーチシナの度量衡に見える地域性と度量衡統一の地域間時差について提示した。

その結果、インドシナのメートル法導入は、世界的に見ても早い段階での試みであったこと、インドシナでの度量衡関連法は、植民統治で独自の政策を実行した各総督と関係して行われたことが明らかになった。

植民地期、米の計量に主に用いられていたタ(樹、ta)、またはピクル(picul、公式では60kg)と呼ばれる単位が多様であった要因についても、明らかにした。その要因は、タはその重さの基準が亜鉛銭、銅銭、嘉隆通宝によるなど、長年に渡って各地域で多様な用いられ方をしていた単位であったため、逆に地方役人はそれぞれのタを、単純にピクルと読み替えることにつながったことに説明される。

第2章では、各省月別商業統計 263 タイトル、その中で集めた米穀計量単位の事例約 2150 事例を分析し、以下の結果を得られた。

①20世紀初頭は、慣習的制度からフランスの導入した制度への移行期であり、依然として植民地期以前の歴史的、文化的諸要因の影響が強く残っていた。

②③ 地域の個別の特徴が度量衡の側面から浮き彫りにできた。

・トンキン：米作が最も盛んな地域ほど、最後まで変わらないという傾向がみられた。つまり、米作が盛んでその歴史も長い地域では、地方ごとに用いられていた慣習が根強く、新しい制度へ移行するのに、より時間を必要とした。

・アンナン：農業が盛んな地域から公式単位が普及した。つまり、トンキンほどの強い慣習を生み出すほどの歴史や主要産業がなかったことが推測された。また、南部特有の単位が見られた地域もあり、度量衡の側面から南部との交易可能性を提示できた。

・コーチシナ：特有の計量制度が見られ、その背景には華僑ネットワークの影響に強く関係していることがうかがえた。

③行政区画を超えての共通文化圏の検討を行い、北部と中部の境界はハーティン省とクアンビン省の間のタムディエン山脈であり、中部と南部の境界は、ビエンホア省であることを、度量衡とその周辺分野の状況から明らかにした。

第3章では、度量衡統一に関する各省の賛否と理由を、トンキン理事長官が発信した度量衡統一に関する通達（1898、1910、1921、1927年）に着目し、その時系列変化や地域性を総合的に論じることを目的とした。具体的な成果は以下の通りである。

①メートル法普及地域は中国人、外国人と取引のあるベトナム人や鉄道といった場所に限られ、日常での取引では多様な慣習が併存していた。

②計量検定の実施に難色が示される状況が続いており、これは計量検定の伝統がないこと、および統治、管理の基盤、制度が脆弱であったことを示唆している。

③植民統治の範囲は制限的であったこと、特に少数民族地域や山間部では、度量衡関連のアレテに対して制限的条項や特別措置を求めており、各地において均質的な統治体制が整っていなかったことが明らかとなった。

④全面的、強制的、早期実現といった強硬姿勢には反対であり、段階的に導入する方法が志向されていたことから、フランスによる統治が必ずしも圧政的ではなく、現地の実状を考慮した上で政策が練られていたことが明らかとなった。

第4章では、各省別現地調査を用いて、トンキン内、省別、府県都市別にどのような度量衡制度が用いられたか、およびその時系列変化、度・量・衡、それぞれの統一の地域差及び時差を明らかにすることを目的とした。第4章を通じた検討の結果、植民地期末期に至っても度量衡の統一は実現されずにいたが、公式文書上では長さと面積単位は40年でほぼ北部ベトナム全域で統一されていたこと、重量と容積単位については多種多様な制度が維持されていたことを省レベルから府・県レベル、さらには市レベルで実証することが出来た。また、計量器として使われていたオンボー(óng bô、コンデンスミルク缶)は1910年前後から広汎に普及したことから、民間でも入手しやすく便利なものは急速に広がることが確認できた。さらに、民間、都市部、貿易関係、政府・行政それ

それが、自分たちの利益や需要に応じて制度を使い分けており、こうした互いに異なる社会の棲み分けが共有、あるいは許容されていた空間であったことを明らかにした。

補論では、第1に、政府側の発行資料としてインドシナの官製年報を、第2に、社会経済史研究から代表的な研究者の文献を取り上げ、研究史上の度量衡の理解と問題点について明らかにした。

補論を含め、本論では研究史上で取り上げられてきた度量衡制度、計量器を整理し、全体像を含めて提示しただけでなく、第2章から第4章の報告から今まで研究史上で見ることの出来なかった多くの度量衡単位についても、実態に即した形で体系的に紹介できた。これも本論の成果の一部であると自負している。

さらに、度量衡統一政策と各省における実態を通じて、植民地統治の一端、あり方、およびベトナムの社会的・文化的背景を明らかにすることについて、本論における考察から導き出された結論は次のようである。

まず、植民統治の実態について度量衡から得られた知見をまとめたい。

メートル法の導入やその法案整備の過程は、独自の政策で知られる総督によって進められた。しかし、総督、および地方行政の公布する法令の拘束力については、度量衡関連の法令公布後も、各地で模索が続けられていたことから、法令の実施は地方政府に委ねられていたことがうかがえる。

また、フランス植民地政権の権力の浸透については、少なくとも管理、監督を行うに必要な地方行政の組織は確立されていなかったということもできよう。あるいは、第4章で指摘したように、異なる背景を持つ人々、集団による棲み分けが共有、許容されていた社会ともいうことができ、植民統治の権力の浸透も必要に応じて、局地的、あるいは一時的に行使、実行されていた可能性も示唆される。

一方で、こうした行政文書のやり取りは活発にあったものの、40年を通じて誰も何も積極的に行動を起こしていない、ということも指摘しなければならない。もちろん、財政的な問題があったのは確かであるが、ここにもお金のかかる植民地経営はしない、というフランス式植民地経営の一端と、実際は誰も責任を取りたくなかつたという官僚主義が表れているのではないだろうか。

次に度量衡が不統一であったベトナムの社会的・文化的背景について考察した結果は、以下のようにまとめられる。

①阮朝時代から度量衡問題は認識されていたが、日本のような升改めといった計量検定の制度や組織が存在していなかったことが今回の回答から明らかになった。そのため、法律はあってもそれに従って統一的計量器を用いるという概念が育つていなかつたと考えられる。

②同一単位名による多種多様な制度が乱立していたことも背景として挙げられる。ベトナムは各王朝、各地域によって同一単位名でも異なる使い方をしており、その単位名

をメートル法のベトナム語名に当てたため、余計に混乱した状況があったのではないかと考えられる。

③人々の意識としても、度量衡統一の必要性や利点が見いだせなかつた、そのためメートル法がなかなか末端にまで浸透しなかつたということができる。自発的に度量衡研究の組織や機関誌の発行、メートル法実施に向けた働きかけ、運動が見られなかつたことからも、そうした意識がうかがえる。

今回の分析から得られた知見は以上であるが、この社会的・文化的背景の考察結果③で言及した「人々の意識」に関しては、否定的な見解がフランス人によって作成された度量衡統一に関する通達とその回答の中では主であった。しかし、ベトナム独自の商習慣、取引文化、概念が影響していた可能性についても、現地調査から得られた現代の事例を通じて考察を加えた。